

令和5年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

1 令和5年度の「建設工事着工期労働災害防止運動」の特徴について

本年度における「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事発注機関との協議会、建設関係事業者等に対する労働災害防止対策にかかる説明会の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなってきたこと、感染防止対策の一定の手法が確立されたこともあって、全署（支署）でWeb又は参集による協議会・説明会が開催されました。

また、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全大会等もほぼ通常どおり開催され、これらへの出席は昨年度と比べて2倍以上の回数、延べ参加者は3倍以上となるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻ったといえる状況です。

2 「建設工事着工期労働災害防止運動」の周知及び要請状況について

- (1) 各労働基準監督署（支署）より、全道で624の建設工事発注機関・建設関係団体等へ文書での周知及び取組の要請を実施しました。また、一部の署では地域FMに出演し周知及び取組の要請をしています。
- (2) 各労働基準監督署（支署）では、管内の建設工事発注機関との協議会をWeb又は参集により開催し周知及び取組の要請を行いました（全道で382機関が出席。）。
- (3) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地場店社の現場管理者及び職長等に対する労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で903事業場が出席。）。
- (4) 各労働基準監督署（支署）では、管内の本社を有する建設業の経営トップを対象とした労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で651事業場が出席。）。
- (5) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地区建設業協会等の建設関係団体が主催した労働災害防止説明会及び安全大会に出席し、周知及び取組の要請を行いました（全道で227回、参加人数21,600人（概数）が参加。）。また、一部の署では建設関係者を対象とした改正労基法周知のための説明会においても、安全衛生担当者より期間中の運動の取組について説明を行っています。

3 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

- (1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について
全道の監督指導件数は513件、そのうち、労働安全衛生法違反件数は343件、違反率は66.9%でした。

○ 主な労働安全衛生法違反の内容

- | | |
|------------------------------|------|
| ・ 労働安全衛生規則第563条（足場の作業床） | 115件 |
| ・ 労働安全衛生法第29条（元方事業者の講ずべき措置等） | 86件 |
| ・ 労働安全衛生規則第655条（足場についての措置） | 78件 |

・ 労働安全衛生規則第519条(高さ2m以上の墜落防止)	37件
・ 労働安全衛生規則第544条(作業場の床面)	27件
・ 労働安全衛生規則第540条(通路)	25件
・ 労働安全衛生規則第653条(物品揚卸口等に係る注文者の措置)	24件
・ 労働安全衛生規則第562条(足場の最大積載荷重)	23件
・ 労働安全衛生規則第18条(作業主任者の氏名の周知)	22件
・ 労働安全衛生規則第567条(足場の点検)	13件

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

全道の安全衛生指導件数は89件、そのうち、安全衛生指導件数は68件、指導率は76.4%でした。

○ 主な安全衛生指導の内容

・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導	39件
・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導	14件
・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導	14件

(3) 建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールについて

各労働基準監督署(支署)では、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールに参加し(全道で24回(67工事現場))、安全衛生指導を行いました。

4 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導時の好事例について

- ・ 現場に電子掲示板を配置し、現在の進捗率や当日の作業内容、注意事項等が常に共有できるようになっていた。
- ・ 交通誘導員が通行車両と接触しないよう距離を置いて誘導させているほか、外国人観光客が運転する車両に対し、外国語によるロゴを利用し、運転に関し注意喚起を図っていた。
- ・ 地山の掘削工事現場において、工事前及び工事後の法面をドローンにより撮影し、撮影した画像をコンピュータで比較することにより、掘削土量を算出する方法が採用されていた。
- ・ 団体において、会員企業より安全衛生標語(スローガン)を募集し、採用されたものについて、シール及びA4サイズの掲示物を作成し、会員企業の各工事現場へ配布・展開しており安全意識の啓発に取り組んでいる。
- ・ 熱中症指数計(WBGT測定器)を設置している現場が多く見られる。
- ・ 元方として熱中症が発症した場合、躊躇せず医療機関へ搬送することを意識している。
- ・ 熱中症予防の観点で送風機付きジャケットを下請の作業員にまで配給していた。

5 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導における問題点について

- ・ 小規模な解体工事や改修工事を行う業者は個人事業主が多く、石綿則の改正内容がほとんど知られていない。
- ・ 小規模な建築工事現場(住宅等)において設置・使用されている足場について、本足場のうち複数の箇所の建地が1本となっている足場が認められる。
- ・ 足場の組立が専門業者に任せきりになっており、元請は足場の不備があっても指摘を受けない限り自主的に下請に改善の指示を出さない状況となっている現場が確認された。